

令和4年（行ウ）第302号・同第446号・同第383号

神田警察通り整備工事代金請求義務付け等請求事件

原告

参加原告

被告 千代田区長 外1名

## 準備書面（9）

令和6年9月2日

東京地方裁判所民事第2部Bd係 御中

原告ら及び参加原告訴訟代理人弁護士

大 城

聡



同

福 田 隆

行



同

熊 澤 美

帆



同

久 道 瑛

未



### 1 請求の趣旨第1項について

請求の趣旨第1項は、“被告は、樋口高顕に対し、金1億円及びこれに対する令和3年11月22日から支払済みまで年3分の割合による金員を請求せよ。”というものである。

請求の趣旨第1項で問題となる財務会計行為は本件契約の締結である。原告らは、違法に締結された本件契約に基づく前金1億円の支出は

違法であるから、被告は、損害賠償の相手方樋口高頭に対し、損害賠償請求する義務を負うと考えている。また、原告ら準備書面（１）１３ページ記載のとおり、請求の趣旨第１項は支出以前に本件契約自体が違法であることに基づく損害賠償請求であって、本件契約が無効であることまで要求されるものではない。

第一に、令和４年８月８日付訴状２３頁記載のとおり、虚偽答弁がなされている以上、本件議決は地方自治法第９６条第１項第５号に違反し、本件議決は無効である。千代田区では、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格１億５０００万円以上の工事又は製造の請負とさだめている（千代田区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条）。本件議決は、神田警察通りⅡ期自転車通行環境整備工事施行のために本件契約を締結することを議決するものである（甲Ｃ８６ 議案第４４号）。本件契約締結には議会の議決が必要であるところ、本件議決が無効である場合、議会の議決を経ない契約の締結と同じく本件契約の締結は違法である（最高裁平成１６年６月１日第三小法廷判決）。これは契約締結に関する行政の裁量権の逸脱や濫用以前の問題である。

第二に、令和４年８月８日付訴状２４頁記載のとおり、仮に本件議決が有効だとしても健全な樹木を「枯損木」として、伐採の必要がないのに伐採していることから、本件契約は、必要のない経費の支出を伴う工事請負契約であり地方自治法２条１４項、地方財政法４条１項、同法８条に違反し、工事請負契約の締結に一定の裁量があるとしても裁量権の逸脱または濫用にあたり、違法である。

第三に、令和４年７月１１日付訴状９頁等に記載の本件契約の前提となる判断に至る手続に重大な瑕疵があることについては、本件工事の実施にかかる手続の法令違反であって、本件工事を注文する本件契約は違

法であるというべきである。

## 2 請求の趣旨第2項について

- (1) 請求の趣旨第2項は、“被告は、令和3年10月14日付けで訴外大林道路株式会社と締結した「神田警察通りⅡ期自転車通行環境整備工事（第5号）」に関する工事請負契約に基づく残代金2億7816万6140円を支払ってはならない。”というものである
- (2) 被告は、これまで、最判平成20年判決及び同平成25最判について、①前提となる違法な原因行為に基づく財務会計上の行為の違法性は、財務会計上の行為それ自体が財務会計法規上の義務に違反するか否かにより判断し（支出負担行為が違法であれば支出命令も当然に違法となるとは判断しない。）、かつ、②違法な原因行為に基づく財務会計上の行為が違法となるのは、法律上又は事実上、契約の相手方との関係で契約の是正が可能であると認められるときに限られると主張してきた（被告準備書面（4）5頁）。
- (3) しかし、上記最判はいずれも、先行する原因行為を前提としてなされた財務会計上の行為が実行された後に、地方自治法242条の2第1項4号の規定に基づく代位請求に係る当該職員に対する損害賠償請求訴訟である。よって、残預金の支払い差止めを求めている本件とは、残預金の支払いという財務会計行為が実施されていない点で事案が異なる。②の要件について、平成20年判決は、「当該契約が著しく合理性を欠きそのためその締結に予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存し、かつ、当該普通地方公共団体が当該契約の相手方に事実上の働きかけを真しに行えば相手方において当該契約の解消に応ずる蓋然性が大きかったというような、客観的にみて当該普通地方公共団体が当該契約を解消することができる特殊な事情があると

き」と述べており、明らかに事後的な評価であることがわかる。

よって、支払い行為を未だ行なっておらず、残預金の支払いを行わない選択ができる本件には該当しない規範であるといえる。

残預金の支払いが未だ発生していない本件において、前提となる本件契約の違法性を看過して、違法な支出行為を行うことを認めることは、司法の廉潔性を害し、許されない。

(4) 仮に、上記最判の射程が及ぶとしても、今回は上記最判の例外の範囲に含まれる。本件契約は議会での議決が必要な契約であるところ、議会の議決は3つの虚偽答弁（原告準備書面（5））に基づきなされたもので無効である。無効な議決に基づいてなされた本件契約締結は、著しく合理性を欠きそのためその締結に予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵がある。そして、契約締結の前提である議会の議決を欠いた契約である場合には、当該地方公共団体から、契約の相手方に対して、働きかけを真摯に行えば当該契約を解消できる蓋然性はあり、客観的にみて当該普通地方公共団体が当該契約を解消することができる特殊な事情がある。

よって、上記最判の要件が当てはまるとしても本件ではその要件を満たしているため、残預金の支払が行われた後だとしても、その違法性が主張できる場合にあたる。

### 3 請求の趣旨第3項について

請求の趣旨第3項は、“被告が訴外大林道路株式会社に対し、「神田警察通りⅠⅠ期自転車通行環境整備工事（第5号）」の一時中止の通知をしないことが怠る事実として違法であることを確認する。”というものである。

第一に、令和4年8月8日付訴状25頁に記載のとおり、本件契約で

は、本件街路樹は「枯損木」として伐採・撤去すると記載されている。イチョウは区の「財産」であるところ、仮に、イチョウを伐採するのであれば、正しい契約に基づいて適切に伐採されなければ、適切な「管理」とは言えないところ、本件では、健全な木を枯損木であると偽って、本件契約を締結して伐採していることから、適切な「管理」とはいえない。したがって、区の「財産」であるイチョウを「枯損木」と偽って伐採することは「財産の管理を怠る事実」（地方自治法242条1項）である。

第二に、令和4年8月8日付訴状42頁記載のとおり、千代田区が制定した令和4年3月17日付「工事請負契約における設計変更手続ガイドライン」及び同日付「工事請負契約における設計変更手続マニュアル」によれば、設計図書に定められた着手時期に、請負者の責によらず施行できない場合（請負者の責によらないトラブル（地元調整等）が生じた場合）には、区は約款第19条に基づき「工事の中止について直ちに乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければいけない」として、工事を一時中止とすることが義務とされている。

かかる約款は、区が締結する契約に関し、区が遵守すべきことを定めたものであるから、本件契約は、かかる約款に拘束される。約款第19条は、要するに、地域住民の合意ができないのであれば工事の施工を中止しなければならないことを内容としているのであるから、本件契約の履行としてイチョウの伐採をすることは、「一時中止する」という約款上義務に違反するものであり、適正な「管理」ではない。

したがって、区の「財産」であるイチョウを約款第19条の「一時中止の通知」の義務に違反して伐採することは適切な「管理」ではない。一時中止の通知を行えば区の財産であるイチョウを適切に管理できるにもかかわらず、一時中止の通知を怠っているのであるから、一時中止の

通知を怠る事実は「財産の管理を怠る事実」（地方自治法 242 条 1 項）  
に該当し、違法である。

以 上